

近松少年マスコットキャラクター等使用基準

(目的)

第1条 近松門左衛門の少年期をイメージした近松少年マスコットキャラクター（以下「キャラクター等」という。）は近松文学に対する理解を深め、それをもとにして文化の振興や「近松の情にふれあうまち鯖江」を広く内外に周知するために制定した。その使用手続、使用方法についての基準を定めることを目的とする。

(権利)

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、鯖江市に帰属する。キャラクター等を使用する場合は、必ず鯖江市の承認を受けなければならない。

(定義)

第3条 キャラクター等とは、近松少年マスコットキャラクター、ロゴ、キャッチフレーズ、コンビネーションマークをいう。

(使用方法)

- 第4条 キャラクター等を使用する際には、定められた規格に従って使用しなければならない。キャラクター等的一部分だけの使用や、キャラクター等の変形、もしくは他の図形や、文字を重ねて使用してはならない。
- 2 コンビネーションマークとの一体的な使用を原則とするが、状況によってキャラクターのみの使用も差し支えないものとする。
 - 3 キャラクター等の図案、規格、色は別表1のとおりとする。

(使用承認申請)

- 第5条 キャラクター等を使用しようとする者は、あらかじめ近松少年マスコットキャラクター等使用承認申請書（様式第1号）企画書（様式任意）及び審査にあたって特に必要と認めた書類等を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 キャラクター等を商品に使用しようとする者は、前項の書類の他に、商品見本（見本がない場合は見本図とする。）を添えて市長に提出しなければならない。

(使用承認の決定等)

第6条 市長は、前条に基づくキャラクター等使用承認申請があったときは、これを審査し、承認することが適当と認められる場合には、近松少年マスコットキャラクター等使用承認書（様式第2号）を当該申請者（以下「使用権取得者」という。）に交付するものとする。

(使用の不承認)

- 第7条 次の各号の一に該当する場合は、キャラクター等の使用を承認しない。
- (1) 近松少年マスコットキャラクターのイメージを傷つけるおそれがあるとき

- (2) 市が行なう事業および関連事業等の推進に支障をきたすおそれがあるとき
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に使用するおそれがあるとき
- (4) その他適当でないとき

(使用料)

第8条 キャラクター等の使用料は、無償とする。

(使用期限)

第9条 使用承認の日から3年以内とする。ただし更新は妨げない。

(使用承認条件)

第10条 キャラクター等の使用承認に際し付する条件は、別表2のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、条件の一部を修正し、または新たな条件を付することがある。

(完成品の確認)

第11条 使用権取得者は、その使用に係る完成品を市に無償で提出し、キャラクター等の使用承認条件に適合することの確認を受けなければならない。

(使用承認の取り消し)

第12条 次の各号の一に該当する場合は、使用承認を取り消し、あわせて使用物件の回収を求めることがある。

- (1) キャラクター等の使用承認条件が履行されない場合
- (2) 申請書の内容に虚偽があることが判明した場合
- (3) その他、使用について不相当と認めた場合

(使用承認変更申請)

第13条 使用権取得者が、同一の物件について承認済みのキャラクター等の変更をしようとするときは、キャラクター等使用承認変更申請書(様式第3号)を鯖江市長に提出し、承認を受けなければならない。

(使用承認変更の決定等)

第14条 市長は、前条に基づくキャラクター等使用承認変更申請があったときは、これを審査し、承認することが適当と認められる場合には、近松少年マスコットキャラクター等使用承認変更書(様式第4号)を使用権取得者に交付するものとする。

附 則

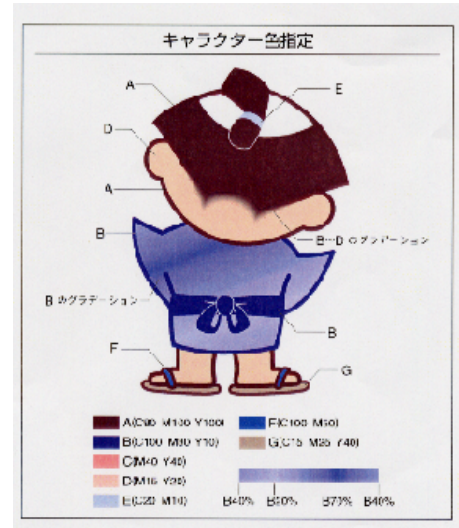
この基準は、平成11年 4月 1日から適用する。

この基準は、平成13年 4月 1日から適用する。

別表1

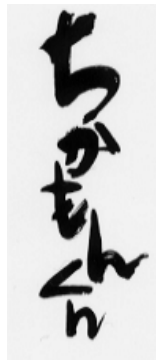
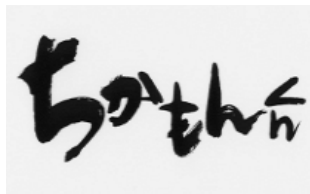
マスコットキャラクター（モノクロの場合も指定があります）

【前】



【後】

ロゴ



キャッチフレーズ

こころ

【近松の情 にふれあうまち鯖江】（フォントに指定はありません）

コンビネーションマーク



別表2

近松少年マスコットキャラクター等の使用承認条件

- 1 キャラクター等は、承認された用途のみに使用すること
- 2 キャラクター等を使用する場合は、デザインマニュアル等により、デザイン、色彩等を忠実に再現すること
- 3 キャラクター等は、商号、商標、ロゴ、エンブレムその他の記号と連結して使用してはならない。
- 4 キャラクターのイメージを傷つける方法で使用してはならない。
- 5 キャラクター等を使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。
- 6 キャラクター等を商品に使用する場合は、前項1から5までに掲げるもののほか、次の事項を厳守すること
 - (1) 承認済商品の構造、品質、デザインまたは仕様を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること
 - (2) キャラクター等は、企業の広告または宣伝に使用してはならない。ただし、放送、新聞、雑誌、ポスター等の広告媒体にキャラクター等を使用した商品自体が表示または掲載される結果として、企業の広告宣伝に表れる場合はこの限りではない。
- 7 キャラクター等の下に許可番号を附さなければならない。